# 地区計画等緑化率条例

## (1) 制度概要

地区計画制度を活用して、地域の実情に即した条例を定めることにより、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に一定割合以上の緑化を義務づける制度【都市緑地法第 39 条】。緑化率規制は、建築基準関係規定とみなされ、建築確認申請によって確認される【都市緑地法第 41 条】。

市町村は、地区計画等緑化率条例を定めることによって、地区計画等の区域内に、緑化率の最低限度を定めることができる。条例には、緑化率の最低限度、違反措置、適用除外とする建築物の範囲を定めることができる。また、緑化面積に加えられる緑化施設およびその計算方法は施行規則に定めがある。

## (2) 制定状況

4 件の新規条例が策定された。策定都市数は大阪府が 28 市町村と最も多く、全体の約 5 割を占めている。

表　（制定数 県別）地区計画等緑化率条例

| 都道府県 | 都市数 | 条例数 | 対象地区数 | 面積 (ha) |
|---|---|---|---|---|
| 宮城県(仙台市) | 1 | 1 | 3 | 55.2 |
| 埼玉県 | 14 | 14 | 18 | 385.0 |
| 東京都 | 4 | 4 | 27 | 191.0 |
| うち 東京特別区 | (2) | (2) | (15) | 142.6 |
| 神奈川県 | 2 | 2 | 35 | 300.2 |
| うち 横浜市 | (1) | (1) | (32) | 268.5 |
| 福井県 | 1 | 1 | 1 | 3.9 |
| 愛知県 | 3 | 3 | 29 | 492.7 |
| うち 名古屋市 | (1) | (1) | (27) | 447.8 |
| 京都府 | 1 | 1 | 1 | 0.9 |
| 大阪府 | 28 | 68 | 82 | 661.6 |
| うち 堺市 | (1) | (3) | (3) | 29.3 |
| 奈良県 | 1 | 1 | 1 | 1.6 |
| 徳島県 | 1 | 1 | 1 | 14.6 |
| 沖縄県 | 7 | 7 | 9 | 217.1 |
| 合計 | 63 | 103 | 207 | 2,323.8 |

※ 令和 6 年 3 月 31 日現在